

生 企 甲 達 第 2 号  
警 会 甲 達 第 2 号  
平 成 2 8 年 3 月 1 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

### 福井県警察における保護室の設置基準について

みだしのことについては、福井県警察の保護の取扱いに関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第24号。以下「保護訓令」という。）に基づき、下記のとおり保護室の設置基準を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

#### 記

##### 1 設置場所

- (1) 可能な限り、警察署の1階に設置すること。
- (2) 一般の来署者等が多く所在する場所と離れた場所に設置すること。
- (3) 一般の来署者等の目に触れずに、被保護者を保護室に収容することができるものとする。
- (4) 周囲の建物、道路等から保護室内を見通すことができないようにすること。

##### 2 面積

1室当たりの居室部分（トイレスペースを除いた部分。前室は含まない。）の面積は、7.5平方メートル以上とすること。

##### 3 前室

対面監視及び防音のため、前室を設けること。

##### 4 前室壁

- (1) 金属製の枠に透明なポリカーボネート板を貼るなど、前室から保護室内を十分見通すことができるものとする。
- (2) 被保護者に威圧感を与えないよう、鉄格子及び金網は使用しないこと。
- (3) 壁面の上部・下部に通気口を空けるなど通風の確保に配慮すること。
- (4) 差入口を設けること。

##### 5 前面壁以外の壁

- (1) 緩衝材を使用するなど弾力性を高くすること。
- (2) 水拭きが可能な耐水性のある素材を用いること。

##### 6 出入扉

- (1) 扉の大きさはおおむね幅1メートル、高さ2メートル以上のものとする。
- (2) かけがね、かんぬき等簡易な操作によって解錠できる鍵を2か所取り付け、鍵を使用しなければ扉を開けることのできないオートロック錠、シリンダー錠等は用

いないこと。

## 7 床

- (1) 前室と保護室の段差がないようにすること。
- (2) 緩衝材を使用するなど弾力性のある素材を用いること。
- (3) 水拭きが可能な耐水性のある素材を用いること。

## 8 照明

- (1) 天井埋め込み式のものとし、カバーをすること。
- (2) スイッチは前室に設けること。

## 9 トイレ

- (1) 監視カメラにトイレ利用中の被保護者の下半身が写らないよう、保護室内に3方を壁等で囲ったトイレスペースを設けること。

なお、壁で囲む場合は、前室の壁について、床面から高さ1メートルより上部は見通しの良い建材（ポリカーボネート板など）を使用すること。

- (2) 保護室を複数室設ける場合においても、各保護室内にそれぞれトイレスペースを設けること。
- (3) トイレスペースの床と居室部分の段差がないようにすること。
- (4) 便器は和式とし、ステンレス製又は強化プラスチック製とすること。
- (5) 水洗操作の設備は、保護室内からの操作と、前室からの操作の両方ができるものとする。

なお、原則として保護室内から流せるようセットしておくこととし、被保護者の状況により、前室からの操作に切り替えるものとする。

- (6) 手洗い器及びトイレトーパーホルダーは、トイレスペースの壁面に埋め込むこと。

トイレトーパーは、原則としてホルダーにセットしておくこととするが、被保護者の状況により、利用時に渡してもよいものとする。

## 10 監視カメラ

- (1) 保護室（トイレスペースを除く。）及び前室の全体の監視ができるよう、監視カメラを必要台数設置すること。
- (2) 被保護者に威圧感を与えないよう、ドーム型等のものを使用すること。
- (3) 録画機能及び集音機能を有するものとする。

なお、録画・録音した画像・音声は、1週間程度保存しておくこと。

- (4) モニターは、保護を主管する課及び当直員が監視できる場所で、画面が一般の来署者等の目に触れないように設置すること。

## 11 その他

エアコンディショナー等空調設備を設置すること。